

南相馬市小高区復興拠点施設

指 定 管 理 者 仕 様 書

令和 7 年 7 月
南 相 馬 市

【南相馬市小高区復興拠点施設】

1 業務の基本方針

地域住民はもとより、市内外の交流を広め、地域の活性化と賑わい創出の拠点施設として、指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを利用者に提供するとともに、利用者が世代を超えて交流のできる、地域に根ざした施設となることを目指します。

2 休館日・開館時間等

(1) 休館日等

1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで。

(2) 開館時間等

午前9時00分から午後9時00分まで。

(3) 休館日・開館時間の変更

指定管理者が休館日または開館時間を変更することが必要と認めるときは、市長の承認を得てください。

なお、休館日等を定める際は、あらかじめ施設利用者及び地元住民への周知を図ってください。

3 指定管理者の業務内容

(1) 復興拠点施設の管理及び運営に関する業務

利用者の対応

- ア 利用者の受付及び利用者情報の管理に関すること。
- イ 利用者の見守り、巡回、安全確保のための注意喚起に関すること。
- ウ 公序良俗を乱す行為を行う者の入場制限及び退場命令に関すること。
- エ 要望・苦情等の対応に関すること。
- オ 館内放送の実施に関すること。
- カ 自動体外式除細動器「AED」の管理に関すること。
- キ 指定事業参加者（高齢者）の送迎業務に関すること。

運営に係る事務処理

- ア 勤務職員の人事管理に関すること。
- イ 事業計画書及び収支予算書の作成等の企画・財務処理に関すること。
- ウ 帳簿作成等の経理に関すること（南相馬市小高区復興拠点施設の管理経費と他の事業との経理を区分すること。自主事業についても経理を区分すること。）
- エ 管理運営業務実施状況（月報）及び月報に基づく四半期ごと及び年度終了ごと報告書の作成、提出に関すること。
- オ 備品・消耗品の調達、光熱水費、委託料、賃借料その他の支払いに関すること。
- カ 市との定期的な意見交換、実地調査対応に関すること。
- キ 視察の受け入れ等に関すること。
- ク 個人情報の適正管理に関すること。
- ケ 南相馬市小高区復興拠点施設の情報発信に関すること。

コ その他施設運営に関する庶務に関すること。

職員の配置

ア 職員の配置については次のとおりとします。

○センター長・・・1名 施設の管理及び運営を行う統括的な役割を担う職員として配置すること。

○専門員・・・1名 施設における事業、イベントの企画立案、情報収集及び提供について統括的な役割を担う職員として配置すること。

○施設管理員・・・1名 施設及び設備等の管理業務（簡易な維持修繕作業含む）、事業参加者の送迎業務における主たる運転手として統括的な役割を担う職員として配置すること。

○運営補助・・・5～6名（フルタイム・パート）窓口・電話受付等、施設内の庶務、事業運営、業務サポートを行う。うち2名は保健師又は看護師（准看護師可）の有資格者を配置すること。

8：30～17：15までは最低4名体制とし、緊急時においてはセンター長と連絡がとれる体制をとること。

17：15～21：00までは最低1名体制とする。

イ 職員の勤務形態は、南相馬市小高区復興拠点施設の運営に支障が生じないように定めること。

ウ 職員（運営補助職員除く）のうち最低限1名は、「甲種防火管理者」の有資格者とすること

エ 職員に対し、業務に必要な研修を実施または受講させ、資質の向上を図ること
施設スタッフとしての接遇研修や救命講習など

オ 南相馬市小高区復興拠点施設の設置目的及び基本方針に即して施設の管理及び運営を行うよう指導すること。

カ 雇用の安定化を図るために、職員等の採用にあたっては既存の職員の継続雇用に配慮してください。

危機管理・災害対応

ア 危険の未然防止・被害抑制措置（緊急連絡体制、マニュアル作成）に関すること

イ 甲種防火管理者の資格を有する者の配置に関すること

ウ 地震や火災時の避難誘導等に関する消防訓練に関すること

エ 自動体外式除細動器「AED」の使用法を含む急病人発生時の対処に関する研修に関すること

オ 災害時の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること

カ 災害・事故・事件その他の非常事態の対応に関すること

広報に関すること

- ア 施設案内及び利用の手引き等の作成及び配布をすること。
- イ 事業を市民等に周知する効果的な方法を検討し、実施すること。
- ウ 必要に応じて、情報誌等を作成及び配布すること。

(2) 南相馬市小高区復興拠点施設及び設備の維持管理に関する業務

施設の保安管理

- ア 施設・設備の保守点検（日常点検・定期点検・法定点検）の実施、消耗品交換及び修繕に関すること。
- イ 敷地内通路、駐車場及び駐輪場の管理に関すること（積雪時の除雪を含む）。
- ウ 退館時確認（施錠確認、消灯確認、電源断確認、警報盤異常確認）に関すること。
- エ 事故予防のための遊具、玩具、設備等の日常巡視点検に関すること。
- オ 施設の開錠及び施錠に関すること。
- カ 施設等を損傷する恐れがある者の入場制限及び退場命令に関すること。

環境衛生業務

- ア 施設内外の清掃に関すること。
- イ 建築物環境衛生管理に関すること。
- ウ 感染症予防措置に関すること。

専門的な知識・技能・許可等に基づく業務等

No	業 務 名	備 考
1	施設機械警備	毎日実施
2	施設清掃業務	毎日実施
3	自家用電気工作物保安業務	年2回実施
4	消防用設備保守点検業務	年1回実施
5	自動ドア定期保守点検業務	2年に1回実施（偶数年）
7	施設内緑地維持管理業務	
8	スカイウェル保守点検業務	年1回実施
9	施設廃棄物収集運搬業務	毎月実施 テナント分を含む
11	イルミネーション装飾業務	11月～翌年1月
12	複写機リース	
13	送迎用車両リース	
14	作業用PCリース	
15	駐車場用地借上げ	1年更新
16	AEDリース	

上記業務等については、再委託が想定されますので、「別紙仕様書」を

参照してください。

設備・備品管理業務

ア 施設内備品の保守管理

- ・施設の運営に支障をきたさないよう、施設内の備品管理を行うこと。
- ・市が作成する備品台帳に基づき適正に管理を行うこと。
- ・破損、不具合が生じた場合には、市に速やかに報告すること。

イ 新規備品の購入について

- ・施設内の備品以外に指定管理者が必要とする備品が生じた場合は、市に報告することとし、備品購入についての協議を行うこと。なお、備品は市に帰属するものとする。

(3) 南相馬市小高区復興拠点施設条例第 4 条各号に掲げる事業に関する業務

- 多世代の交流場所の提供に関すること。
- 地域間の交流場所の提供に関すること。
- 健康の増進及び文化の交流場所の提供に関すること。
- 子育て世代の交流場所の提供に関すること。
- 起業支援の場所の提供に関すること。
- 物品等の展示及び販売に関すること。
- 歴史・文化・復興に係る資料、作品等の展示に関すること。
- 飲食物の提供に関すること。
- 交流事業の企画及び実施に関すること。
- その他復興拠点施設の設置の目的を達成するために必要な事業

(4) 南相馬市小高区復興拠点施設の利用許可等に関する業務

- 施設の利用申請を受け付け、その申請に対して利用許可を行うこと。
- 施設及び附属設備等の利用申請受付及び利用許可書を発行すること。
- 利用許可を取り消す必要があると認める場合は、特に慎重に行い、市と協議すること。
- 火気等危険物の使用に係る指導をすること。
- 警察及び消防等への諸届出等の指導及び助言をすること。
- 利用時に利用許可書等を確認すること。
- 利用時に利用施設の開錠、施錠をすること。
- 利用者の持込器材等の搬入搬出に立ち会うこと。
- 利用者が放送設備等の操作を行う場合は、指導及び助言をすること。
- 特殊器具及び設備等利用の確認をすること。
- 施設及び設備等の利用後の確認をすること。
- 施設の利用記録及び管理をすること。
- 施設の利用状況の分析及び統計調査をすること。
- 利用者が設備、備品等の使用において、施設を損傷することが無いように十分注意すること

(5) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務

- 利用者から、利用料金を徴収すること。徴収方法は原則的に前納とすること。

・利用料金について

1) 基本利用料金

棟区分	施設区分	単位	利用料金
北 1 棟	多世代交流施設	1 時間	1 , 0 0 0 円
北 2 棟	エクササイズエリア	1 時間	2 0 0 円
	第一和室	1 時間	2 0 0 円
	第二和室	1 時間	2 0 0 円
	第三和室	1 時間	2 0 0 円
	第四和室	1 時間	2 0 0 円
	第一多目的室	1 時間	2 0 0 円
	第二多目的室	1 時間	2 0 0 円 楽器を使用する場合は、 1 時間当たり 3 0 0 円 を加算する。
北 3 棟	子育てサロン (キッチンコーナー)	1 時間	2 0 0 円
	第三多目的室	1 時間	2 0 0 円
広場	小高はらっぱ イベント広場	全面 / 1 時間	5 0 0 円
		1 区画 / 1 日 3 . 5 6 m × 5 . 3 4 m = 1 9 m ² (テ ント一張り分)	1 , 0 0 0 円

2) 特別利用料金

種別	利用料金の額
入場料徴収利用加 算料	入場料の額が 1 , 0 0 0 円以下の場合 基本利用料金の額の 1 0 0 分の 2 0 に 相当する額
	入場料の額が 1 , 0 0 0 円を超え 2 基本利用料金の額の 1 0 0 分の 3 0 に 0 0 0 円以下の場合 相当する額
	入場料の額が 2 , 0 0 0 円を超え 3 基本利用料金の額の 1 0 0 分の 5 0 に 0 0 0 円以下の場合 相当する額
	入場料の額が 3 , 0 0 0 円を超え 5 基本利用料金の額の 1 0 0 分の 8 0 に 0 0 0 円以下の場合 相当する額
	入場料の額が 5 , 0 0 0 円を超える 基本利用料金の額の 1 0 0 分の 1 0 0 場合 に相当する額
営利目的利用加算 料	基本利用料金の額の 1 0 0 分の 2 0 0 に相当する額
会場準備利用料金	基本利用料金の 1 0 0 分の 5 0 に相当する額

3) その他(テナント利用料)

No	場 所	テナント種別	貸付面積 (㎡)	利用料 (月額: 円)
1	南2棟	カフェ	62.10	51,232
2	南3棟	食 堂	63.99	52,791
3	南3棟	物 販	53.83	44,409

○令和8年度においては現テナントが継続入居となります。利用料については、市行政財産使用料条例を参考に算出した額となります。

○テナントとの協定により1年更新となっておりますが、市と協議の上、指定管理者の提案により更新期間の変更や、テナントの入れ替え等可能となります。

○南1棟地域マルシェのテナント使用料は無料となっております。

(6) 利用料金の減額及び免除に関する業務

指定管理者は、条例規則で定める減免規定に基づき、収受する利用料金を減額し、又は免除すること。

利用者数や徴収した利用料金等について、日報を作成し管理・保管すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、復興拠点施設の管理運営上市長が必要と認める業務

(8) 指定事業

南相馬市小高区復興拠点施設におきましては、施設の目的である「多世代・地域内外の交流」、「地域の活性化と賑わいの創出」、「地域コミュニティの再構築」を図るため、以下のとおり、「子ども・子育て世代向け事業」、「高齢者向け事業」、「多世代交流事業」の3つの区分で各種自主事業を実施してきました。

交流センターの指定事業として行うこと。なお指定事業の年間のスケジュールを市へ提出してください。原則として事業内容及び講師については継続とすること。

講師謝礼：1時間3,000円(30分未満も1時間としてカウント)

子ども・子育て世代向け事業

【事業内容】

- ・リトミック教室(月1回 多目的室にて実施) 外部講師依頼
音楽で楽しく遊びながら、子どもたちの持つ能力を伸ばすための教室
- ・英語教室(月1回 多目的室にて実施) 外部講師依頼
遊びながら英語に慣れ親しみ、自然と英語力を身に着けるための教室
- ・産後ママのメンテナンスヨガ 外部講師依頼
産後の体調や心身の変化をヨガを通して整えるための教室

高齢者向け事業

【事業内容】

- ・ほぐしストレッチ(毎週木曜日 ラシクルにて実施) 外部講師依頼
ほぐし運動、ストレッチ体操による体幹強化に特化した体操教室
- ・座ってできる体操(毎週金曜日 ラシクルにて実施) 外部講師依頼
足腰が弱った高齢者も気軽に参加できる体操教室
- ・いきいきクラブ(毎週火曜日 和室にて実施)
高齢者同士のおしゃべりや食事会等ゆったりとした交流を目的とした会
- ・交流会(毎週水曜日 多目的室にて実施)
カラオケやクイズ、ゲーム、運動等を通しての交流を目的とした会

- ・音楽レクリエーション（月2回月曜日 多目的室、ラシクルにて実施） 外部講師依頼
音楽に合わせた脳トレや口腔体操、合唱等

多世代交流事業

【事業内容】

- ・移住者や地域住民が世代や地域の垣根をこえて交流を図ることを目的とした事業
各種講座、ワークショップ、料理教室等
- ・ウインターフェスティバル
小高区のイルミネーション事業と連動して開催。地域住民へ南相馬市小高区復興拠点施設を周知いただき、イルミネーション装飾事業を一層楽しんでいただくことを目的とし、点灯式に合わせ、多様なイベントを開催。
（音楽ライブ、各種ワークショップ、屋台出店等）

（９）緊急時の対応に関する業務

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態が起きた場合には適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく、市、関係機関に通報すること。

災害等緊急時の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応マニュアルを作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

消防署等から指摘があった場合は、直ちに改善措置を講ずること。ただし、予算措置が必要となるものについては、市と協議すること。

災害時、非常時を想定した避難訓練を実施すること。

危機管理体制を構築し、安全マニュアルを作成すること。

（１０）その他に関する業務

事業計画書及び収支予算書の作成に関する事項

事業報告書に関する事項

管理運営業務の実施状況に関して月ごとにまとめ、四半期ごと及び年度終了ごとに報告書を作成し、市へ提出するものとします。

市等関係機関との連絡調整に関する事項

南相馬市小高区復興拠点施設

指定管理者業務仕様書

令和 7 年 7 月

南 相 馬 市

小高交流センター業務仕様書一覧

No	業 務 名	実施日	ページ
1	施設機械警備	毎日	3
2	施設清掃業務	毎日	6
3	自家用電気工作物保安業務	年 2 回	9
4	消防用設備保守点検業務	年 1 回	1 0
5	自動ドア定期保守点検業務（各年・偶数年）	2 年に 1 回	1 2
6	施設内緑地維持管理業務		1 6
7	スカイウェル保守点検業務	年 1 回	1 8
8	小高区公共施設廃棄物収集運搬業務	毎月	2 1
9	小高区復興拠点施設 AED 借上げ		2 3
10	小高区復興拠点施設送迎用自動車借上げ		2 5
11	小高区復興拠点施設通信カラオケ機器借上げ		2 6
12	イルミネーション装飾業務		2 8

警備業務仕様書

本仕様書は、下記施設における火災、盗難及び不良行為を防止し、かつ施設の保全を図って正常な運営を確保するため下記に定める。

記

1. 業務名 小高区復興拠点施設警備業務
2. 業務箇所 小高区復興拠点施設
3. 業務期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日
4. 業務内容等
 - 警備任務
 - 火災、盗難及び不良行為の拡大防止。
 - 施設の秩序の維持保全。
 - 事故確知時における関係先への通報連絡。
 - 警備報告書の提出。(毎月)
 - 警備内容
 - 機械警備とする。
 - 特にやむを得ない事情により機械警備を実施できない場合は、変更事由を文書により提出し、承認を得て当該警備に変わる警備を行うものとする。
5. 警備方法等
 - 機械警備
 - 機械警備は24時間実施するものとする。(但し、使用時間は除く)
 - 上記において使用時間とは、施設使用者からの警備装置作動解除の信号を受けた時に始まり、警備装置作動開始の信号を受けるまでの時間とする。
 - 警備機械の整備
 - 受託者は受託者の使用する機械設備その他の器具を設置し、委託者に貸与し、委託者の専有に属するものとする。
 - 受託者は警備機械設備に関し、正常な機能を維持するため保守点検を行い常に正常作動を確認し、万一警備機械の故障により異状を生じたときは遅滞なく警備上の安全処置を講ずるとともに機器の復旧を行うこと。
 - 警備機器の設置及び撤去に要する費用は受託者の負担とする。
 - 警備体制条件
 - 警備業務時間中、当該警報機により感知される異状の有無を委託者の定める管制本部に専用回線若しくは一般回線を通じ、自動的に通報するものとする。
 - 受託者は警備業務時間中、管制担当員を定め、施設の異状の察知を間断なく行い警備の安全を確立すること。
 - 受託者は警備業務時間中、前項により施設に異状事態が発生したことを知った時、遅滞なく警備員を当該物件に急行せしめ、異状事態の確認を行い必要な処置を講ずること。
 - 受託者は異常事態の確認を行い、二酸化炭素等のガス消化設備その他人命に影響を及ぼす設備の作動、または異臭発生、その他の危険性を認めた場合、直ちに消防機関及びその他緊急連絡先に連絡するものとし、その後の異常の有無の点検、

警報機器の操作、ガス消化設備等の操作及び鍵の解錠等を行わないものとする。
受託者は上記異常事態が発生した場合、出動した消防機関に対する当該物件の最終入り口までの誘導、第三者の当該物件への入場の制止、可能な限りの初期消火を行うものとする。

機械警備については断線監視システムにより常時監視体制をとるものとする。

監視カメラは、施設内に6台設置し、監視カメラの映像を管理事務所で確認できるようにすること。

監視カメラは高画質ネットワークカメラ(悪戯検知機能付)で、カメラ映像の保存期間は1か月とする。

北2棟(管理事務所)出入口扉及び北3棟(チャレンジオフィス)出入口扉は、電子錠制御を行うこと。

人事、指揮運営

警備実施上必要な権限は受託者に付与する。

警備員の人事並びに警備に関する指揮、運営は受託者が行う。

6. 事故報告

事故発生の際はすみやかに電話若しくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告すること。

7. 損害賠償

受託者は警備業務遂行中、受託者の過失(債務不履行の他、受託者の従業員の過失及び不法行為に関する受託者の使用者過失責任を含む。)により生じた委託者の損害については、下記賠償額を限度として保険により委託者に対し、その損害を補償するものとする。

前項賠償限度額は、対人賠償、対物賠償合わせて1事故10億円也とする。

前1、2項の委託者の損害賠償請求は、その損害発生の日から7日以内に書面をもって受託者に通告するものとする。委託者が前記通告を怠ったときは、受託者は委託者に対する損害賠償又は補償の責を免れる。

第2項に規定する限度額を越える部分については、法令又は社会通念に照らし、相互協議の上定めるものとする。

8. 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は両者相互に預託し、預託された鍵はそれぞれが厳重に取扱い保管すること。

9. 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

11. その他

受託者はその他警備上、必要と認める事項等について、委託者に指導、助言を行うものとする。

警備機器の取付時期は、この業務委託契約日の翌日から業務仕様書に定める警備開始の日まで行う。

警備機器の取付料、使用料及び保守点検料は、月ごとの委託料に含めるものとする。

警備実施上、この仕様書に定めのない事項について必要ある限り、両者協議し本書に付加条項を添付する。

小高区復興拠点施設清掃業務 仕様書

本仕様書は、小高区復興拠点施設清掃業務について定めるものである。ただし、これらは作業の大要を示すものであり、市が建物の管理上又は美観上特に必要と認めた軽微な作業については、本書に定められていない事項についても契約の範囲内において実施するものとする。

記

1. 業務名 小高区復興拠点施設清掃業務
2. 契約期間 令和8年4月1日 ~ 令和10年3月31日
3. 業務の範囲 小高区復興拠点施設 【北敷地】
北1棟（電気室を除く）
北2棟
北3棟（機械室を除く）
【南敷地】
南1棟
南2棟（歴史・文化展示コーナー）
南3棟（トイレ、トイレ前通路、出入口2箇所）

所）

4. 作業時間

- (1) 日常清掃 午前7時30分から午前11時30分まで
なお、休日は、年末年始（12月29日から翌年1月3日）とする。
- (2) 定期清掃 午前8時30分～午後5時まで
なお、作業は事務に支障のない休日に行うものとする。

5. 清掃作業員

- (1) 日常作業にあたる作業員を2人常駐させ、作業終了後に作業報告書を作成し、担当係に提出してその検収を受けるものとする。定期清掃にあたる作業員は5名程度で実施するものとし、作業終了後に作業報告書作成し担当係に提出し検収を受けるものとする。
- (2) 業務員は、乙規定の制服を着用し、名札を付け常に清潔な服装で作業を行うものとする。

6. 清掃作業器具及び諸材料

- (1) 作業に使用する機械器具及び諸材料については、次にあげるものを除き乙の負担とし床壁面を損壊することのない良質なものをを用いること。
- (2) 甲の負担する諸材料は、ゴミ収集用袋、トイレトーパー、液体石鹸、トイレ用消臭剤とする。
- (3) 甲は、乙の業務に必要な作業員控室、機械器具置場を無償で貸与するものとし、また電気、水道は無償とする。

7. 作業中の危険防止と物品等の損傷防止

- (1) 作業中は、怪我をしないよう十分気をつけること。
- (2) 作業のため物品を移動したときには、作業終了後にもとの位置に戻すこと。
- (3) 施設内の床壁面及びその他物品等を破損した場合には、速やかに甲の指定した職員に連絡するものとする。

8. 秘密の保持

本業務上知り得た秘密は、一切他に漏らしてはならない。

9．環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

10．その他

業務の遂行にあたっては、相互に信義を守り誠実に履行するものとし、業務の履行上生じた疑義その他については、法令その他慣習に従うほか相互に協議の上決定するものとする。

清掃作業内容について

1 日常清掃の方法は、次のとおりとする。

- (1) 日常清掃の範囲は「日常清掃作業内容」に示したとおりである。
- (2) 掃き掃除は、ほうき、掃除機又は帯電剤消毒モップで行うものとする。
- (3) 水拭き掃除は、常に清水を用い固くしぼって行うものとする。
- (4) トイレ、給湯室、流し場、便器、洗面器、流し台等は洗剤を用いて洗い、陶器タイル床トイレ扉、化粧棚、ベンチ、事務室を除く机や椅子は清水布拭をする。トイレ内の汚染箇所は洗剤を用いて洗浄し、甲が支給するトイレトペ - パ - を補充するものとする。
- (5) 床の掃き掃除にあたっては、容易に移動しうる机、椅子、ついたて及び什器等の備品についてはこれを移動して行い、汚れの付着しているものは清水モップで拭き取り、ダスターモップにより床面のつや出しを行うものとする。
- (6) 玄関等出入口マットの泥払い及び水洗いを随時行うものとする。
- (7) ドアノブ及び手すり等の拭き取りを行うものとする。
- (8) 人工芝の清掃は、汚れが酷い箇所について清水モップでの拭き取りや掃除機により吸い取るものとする。

2 定期清掃の方法は次のとおりとする。

- (1) 窓ガラスの清掃は、年1回、ガラスクリーナー等を使用し、手拭き若しくはスクイジーにより両面拭きをする。(ガラス面積 片面 5 2 2 m²)
- (2) 床洗浄ワックス(フローリング)清掃を年1回実施する。(別紙「平面図」)
- (3) 磁器タイル清掃は、年1回実施する。(別紙「平面図」)
- (4) タイルカーペット清掃は、年1回実施する。(別紙「平面図」)
- (5) エアコンフィルター清掃を年1回実施する。(35基)
- (6) 玄関カーペットの清掃は年1回実施する。(別紙「平面図」)
- (7) その他必要に応じ又は甲の指定する職員の指示により随時行うものとする。

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

1. 業務名 小高区復興拠点施設自家用電気工作物保安管理業務
2. 業務箇所 小高区復興拠点施設(南相馬市小高区本町一丁目及び本町二丁目地内)
3. 業務期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日

4. 仕 様

施設名	敷地	電気容量	受電電圧	最大電力
小高区復興拠点施設	北敷地	200kVA	6600V	135kW
	南敷地	150kVA	6600V	105kW

5. 業務内容等

- (1) 本業務は、電気事業法等の法令及び法に定める保安規程に基づき、点検、測定及び試験等を実施するものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、業務に従事する主任技術者について、資格証等の写しを施設管理者に提出し、担当職員の承諾を受けること。
また、業務を行う場合は、身分証明書を携行すること。
- (3) 主任技術者は、点検等の業務終了後に業務報告書を作成し、施設管理者に提出すること。
- (4) 点検等の結果、法令に定める基準の規定に適合しない場合、また異常と判断される場合は、施設管理者に速やかに連絡するとともに、必要な指導、助言を行うものとする。
- (5) 万一、事故等が発生した場合、又はその恐れがある場合は、応急措置等について指導するとともに、事故の原因を調査し、再発防止について必要な措置を指導、助言を行うものとする。
- (6) その他の詳細な事項については、甲の指示により実施するものとする。

6. 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

消防用設備保守点検業務仕様書

本仕様書は下記施設における消防用設備及び消火器について定期点検若しくは随時点検を行い、設備機能を常に万全な状態に維持するため下記のとおり定める。

1. 業務名 小高区復興拠点施設消防用設備点検業務
2. 業務箇所 小高区復興拠点施設(北1・2・3棟及び南1・2・3棟)
3. 業務期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
4. 業務内容等

定期保守点検は定期巡回方式とし、下記のとおり行うものとするが、設置者より異常発生等により要請があった場合は随時点検を行うものとする。

点検区分	点 検 実 施 の 回 数	
	消 防 用 設 備	消 火 器
機 器 点 検	令和8,9年度中に1回ずつ	同 左
総 合 点 検	令和8,9年度中に1回ずつ	同 左

- (1) 点検実施日の予告
受託者は、点検実施日を予め甲に連絡するものとする。
- (2) 設置者への助言
受託者は、保守点検等の際に判明した故障原因等設置者の管理上必要と認める事項について、その度助言と指導を行うものとする。
- (3) 保守点検すべき主な設備
別紙のとおり
- (4) 保守の内容
 - (ア) 破損、変形の有無、その他外観的事項の点検
 - (イ) 作動試験、性能試験、その他総合的事項の点検
 - (ウ) 障害の修復
- (5) 故障の修理
受託者は、消防用設備に異常が発生し委託者から依頼のあった場合、遅滞なく修繕を行い、正常な機能への復旧に務めるものとする。また、その際に要した費用(修繕費、消化液の補充代等)については、別途委託者へ請求するものとする。
- (6) 損害賠償責任
受託者は業務中、故意又は過失により委託者又は第三者に損害を与えたときは、直接、委託者又は第三者に対し損害賠償の責任を負うものとする。
- (7) 損害賠償の額
損害賠償の限度額は、対人賠償、対物賠償合わせて1事故10億円也とする。
- (8) 損害賠償の請求
委託者又は第三者の損害賠償の請求は、その損害を知った日から7日以内に書面をもって受託者に通告するものとする。委託者又は第三者が前記通告を怠ったときは、受託者は委託者又は第三者に対する損害賠償又は補償の責は免れる。

(9) 協議

この仕様書に定められていない事項については、両者協議の上決定することとする。

5 . 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする

小高区復興拠点施設に係る保守点検すべき主な設備
(消防用設備点検業務委託発注用資料)

項 目		単位	数量等						
			合計	北1棟	北2棟	北3棟	南1棟	南2棟	南3棟
消火器	機器点検	本	15	4	4	4	1	1	1
自動火災報知設備	受信機回線10回線以上	回線	-	-	-	-	-	-	-
	受信機回線10回線以下	回線	1	-	1	-	-	-	-
	受信機回線11回線以上	回線	-	-	-	-	-	-	-
	差動式スポット感知器	個	2	1	1	-	-	-	-
	定温式スポット感知器	個	20	2	13	5	-	-	-
	煙感知器	個	64	14	26	24	-	-	-
	分布型空気管	個	-	-	-	-	-	-	-
	発信機	個	3	1	1	1	-	-	-
	表示灯	個	3	1	1	1	-	-	-
	ベル	個	4	1	2	1	-	-	-
	配線点検	式	3	1	1	1	-	-	-
誘導灯、誘導標識	誘導標識	枚	7	-	2	5	-	-	-
	誘導灯	基	4	-	4	-	-	-	-
	配線点検・絶縁測定	式	1	-	1	-	-	-	-
非常警報設備	操作装置	個	3	-	-	-	1	1	1
	起動装置	個	3	-	-	-	1	1	1
	音響装置	個	3	-	-	-	1	1	1
	表示灯	個	3	-	-	-	1	1	1
	配線点検	式	3	-	-	-	1	1	1
屋内消火栓設備	加圧送水装置	組							
	消火栓	基							
	操作盤	台							
	起動用スイッチ	基							
	表示灯	基							
	放水試験	式							
	呼水装置	基							
	音響装置	基							
	配線点検・絶縁測定	式							
漏電火災警報器	電源	式							
	発信機	式							
	音響装置	式							
	変流器	式							
	漏れ電流検出	式							
防火扉、シャッター	絶縁測定	式							
	運動制御盤10回線以下	台							
	運動制御盤1回線	台							
	扉(スライド)	枚							
	扉(シングル)	枚							
避難器具	シャッター	枚							
	煙感知器	台							
	緩降機	基							
	避難梯子・ロープ又は金属	基							
	非常放送設備	式							
	増幅機200W以下	式							
	操作部10回線以下	式							
	自家報設備運動	個							
	スピーカー	個							
自家発電設備	遠隔操作器	式							
	配線点検・絶縁測定	式							
	原動機(エンジン式)	基							
	作動試験	式							

自動扉保守管理業務仕様書

1. 保守管理範囲

(1) 保守管理業務の対象範囲

- ・ 自動扉開閉装置 駆動部（ドアエンジン・プーリー・連結ベルト）
- ・ 自動扉開閉装置 懸架部（ドアハンガー・ハンガーレール）
- ・ 自動扉開閉装置 制御部（コントローラー・配線モジュール）
- ・ 自動扉開閉装置 検出部（起動センサー・保護用センサー・補助センサー）
- ・ 自動扉開閉装置 その他（オプション品）

(2) 保守管理業務の対象外範囲

- ・ 建具類（硝子、サッシ、振れ止め、ガイドレール類、鍵錠など）
- ・ 連動設備類（テンキー、キースイッチ、集合インターホン、非常開放スイッチなど）
乙が納入、施工しない連動設備類

2. 保守管理業務の内容

(1) 定期点検整備

- ・ 乙は『別紙』に記載された点検予定に基づき定期的に技術員を派遣し本装置の点検を行い、障害の予防保全に努める。
- ・ 製造物責任の所在を明確にさせることと点検整備後の一貫した保証をもたせることを目的に、メーカーのナブテスコ株式会社の製品を熟知し、設計設置の経験及びその集積をもつナブコ自動ドア正規販売店の技術員が作業を行うものとする。
- ・ 技術員は、乙の社員、乙の施工協力業者、乙の地域担当正規販売店社員、とその施工協力業者により構成された自動ドア施工技能士（厚生労働省認定）の資格を有する技術員、又は自動ドア施工技能士から指導を受けた技術員が作業を行うものとする。

【定期点検整備項目】

項目	内容
作動履歴の確認	累計開閉回数、サーマル作動回数、セーフティ発生回数
各種設定の確認	開速度、閉速度、開放タイマー、各種トルク、クッション速度および距離、開閉セーフティ感度
自己診断エラーの確認	コントローラー内部 RAM/ROM/EEPROM エラー、解錠/施錠エラー、NET 通信エラー、NET 送信遅延エラー、NET 受信バッファエラー、無負荷エラー、サーマル作動、エンコーダーエラー、モーターエラー、モーター未接続エラー、セーフティワーニング、過電流、モーター加熱注意、モーター加熱警告、コントローラーモーター電流異常、マイコンクロックエラー、マイコン割込みエラー、マイコンレジスタカウンタ異常、コントローラー内部マイコン機能異常、保護センサー異常、内蔵光電センサー異常
サッシ部点検	無目点検カバーの状態（損傷、締結材緩み）、ガイドレール・振れ止めの状態（変形、損傷、がたつき確認）、ドアの状態（切傷、擦傷などの危険源がない）、ガラスの状態（安全ガラス・飛散防止フィルム貼り、損傷なし）
懸架部点検	ハンガーレールの状態（異音、損傷、締結材緩み）、ドアハンガーの状態（異音、損傷、

	締結材緩み、踊り止め隙間)、ストッパーの状態(損傷、指挟み防止 25 mm以上)
動力作動部点検	手動開閉時の異音、干渉確認、ドアエンジン締結材緩み、グリース漏れ、防振ゴム損傷状態、駆動、従動プーリーの状態(回転、亀裂・欠け)、電気錠の型式・作動状態・手動解錠(対象機種のみ)、電気錠制御器の型式・接続状態、タイミングベルト(チェーンワイヤー)の状態(ひび割れ、ささくれ、キック、錆)
制御装置点検	各種設定通りに動作しているか確認(開速度、閉速度、開放タイマー、クッション動作)、制御装置の状態・モーター用制御電圧(11V 以上)、有効開口幅実測・確認
電気回路点検	配線の支持・接続状態及び被覆の亀裂の有無、機器の導通確認(保護接地の確認)、電源電圧の測定(1 回/年)、絶縁抵抗の測定(必要により)
センサー部点検	センサー(起動・併用)検出範囲及び感度、センサー(保護用)検出範囲及び感度・保護領域の静止検知時間、補助センサー作動状況
J I S 対応	安全防護「開」作動(各種安全防護対策実施)、安全防護「閉」作動(各種安全防護対策実施)
その他	ステッカー類の貼付け(表示・警告・戸袋・型式) オプション機器の状態(バッテリー型式、容量、使用期間等)(WO 作動、PC-1 作動、HDC 等)

* 機種・仕様により点検項目と取得できる情報は異なります。

(2) 緊急修理

- ・ 乙は、定期点検以外で、甲から本装置の故障が発生した旨の通知を受けた場合は、直ちに専門の技術員を派遣し、本装置の調整又は修理を行うものとする。その際の基本技術料・派遣費用は乙の負担とする。また、乙は、本契約に定める通常業務時間外でも、甲からの修理の依頼に対しては受付ができ且つ必要に応じて専門の技術員が派遣できる体制であるものとする。その際の技術員派遣費用は甲の負担とする。

(3) 保守部品

- ・ 乙は、本装置の点検または修理において別途部品交換を必要とする箇所を発見したときは直ちに甲に報告し対応を協議するものとする。交換部品に関しては、保証の観点からナブコ自動ドア純正部品(新品)を使用するものとする。
- ・ 『別紙』記載対象機種のナブテスコ製装置保守部品が製造中止となり保守部品供給期間を超過して、本装置の機能維持管理が不可能となった場合、後継機種へ更新することで、本契約を継続できるものとする。
- ・ 乙は、『別紙』記載対象機種のナブテスコ製装置の保守部品供給に関する情報は、甲に対し速やかに通知するものとする。

(4) 記録及び報告

記録(保管・保存)

- ・ 乙の点検担当者は本装置の点検実施日、設置場所、点検機種名、点検内容の結果並びに修理を必要とした場合の措置内容を自動ドア点検報告書に記入する。
- ・ 乙は、本装置のセンサーの各設定(エリア範囲等)、コントローラーのパラメータ設定値を変更した場合、必ず建物管理責任者に報告承認後、自動ドア点検報告書に記録するものとする。
- ・ 点検報告書の保存期間は、10 年とする。

報告

- ・点検（または修理）の結果を自動ドア点検報告書（修理作業報告書）に記入し、速やかに建物管理責任者に報告するものとする。
- ・点検結果に従って本装置の修理措置を行う場合は建物管理責任者に承認を受けるものとし、作業終了後に改めて建物管理責任者に報告し、修理作業完了の承認を受けるものとする。

3. 保守管理業務における費用の負担区分

（１）本装置の定期点検および故障修理時の技術員の技術料及び諸経費は乙の負担とする。

（２）次の部品等は乙の負担とする。契約プランにより乙の負担となる交換部品は異なるものとする。

契約種別			乙の負担となる交換部品		加入プラン
従来プラン	R	レギュラーメンテナ ンス	-		○
	RS	レギュラーメンテナ ンス ・スペシャル	ドアハンガー ベルト プーリー		
	S	セミフルメンテナ ンス	ドアハンガー ベルト プーリー ハンガーレール 連結機 構 起動センサー 補助センサー		
	F	フルメンテナンス	ドアエンジン コントローラー 配線モジュール ドアハンガ ー ベルト プーリー ハンガーレール 連結機構 起動センサー 補 助センサー 電気錠		
NAT RUS 専用 プラン	NS	NATRUSスタン ダード	ドアハンガー ベルト プーリー		○
	NP	NATRUSプレミ アム	ドアエンジン コントローラー 配線モジュール ドアハンガ ー ベルト プーリー ハンガーレール 連結機構 起動センサー タッ チスイッチ 補助センサー		
			オプション	電気錠 バッテリー	
各プラン共通			本装置のヒューズ 潤滑油 標準ライナー ボルト類 ビス類 タッチスイッチ用電池		-

（３）上記（２）以外の取替え部品費用は甲の負担とし、取替作業費及び諸経費は乙の負担とする。

（４）下記の工事、修理に掛る費用は甲の負担とする。

- ・ 甲の要望による本装置の仕様変更や改造に伴う工事費及び諸経費
- ・ 本装置の移設に伴う工事費及び諸経費

- ・ 本装置の部品交換に伴って発生する配管、配線、はつり及び補修等の付帯工事費

(5) 通常業務時間外の緊急修理派遣費用

甲の要請により乙が緊急出動を要する場合に限り、甲は、乙に対し下記の緊急派遣費用を負担するものとする。

但し乙の発意により且つ甲の承認を得て作業した場合はこの限りではない。

区分	時間帯	R / R S / S / F	区分	時間帯	NS (スタンダード)	NP (プレミアム)
夜間	18:00 ~ 22:00	6,000 円	夜間	18:00 ~ 22:00	5,000 円	0 円
深夜	22:00 ~ 05:00	8,000 円	深夜	22:00 ~ 05:00	10,000 円	0 円
早朝	05:00 ~ 08:00	6,000 円	早朝	05:00 ~ 08:00	10,000 円	0 円
休日	05:00 ~ 22:00	3,000 円	休日	08:00 ~ 18:00	5,000 円	0 円

契約プラン (R : レギュラーメンテナンス、R S : レギュラーメンテナンス・スペシャル、S : セミフルメンテナンス、F : フルメンテナンス、
NS : NATRUSスタンダード、NP : NATRUSプレミアム)

4 . 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする

H72610S20171013

小高区復興拠点施設緑地維持管理業務 仕様書

- 1 業務名 小高区復興拠点施設緑地維持管理業務
- 2 目的 小高区復興拠点施設の敷地内の植栽・芝生を管理し、景観の維持を図るもの。
- 3 業務期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 業務場所 小高区復興拠点施設敷地内(植栽・芝生箇所については、仕様書別紙のとおり)
- 5 植栽種類 仕様書別紙のとおり
- 6 業務内容
 - (1)樹木管理工
 - 剪定(切枝の運搬・処分含む) 1回/年
 - 刈込(切枝の運搬・処分含む) 1回/年
 - 施肥 1回/年
 - 消毒 1回/年
 - (2)芝生管理工
 - 人力除草(処分含む) 1回/年
 - 施肥 3回/年
 - 目土掛け 1回/年
 - (3)作業報告書 1回/年

上記作業に係る実施時期等については、発注者と協議のうえ対応するものとする。
7. 提出物
 - (1) 年間作業計画書 1 部
 - (2) 4月から3月までの作業報告書 1 部 (作業前・作業中・作業後の写真を添付)
 - (3) その他必要なもの 一式
8. 支払条件

委託料の支払い業務完了後一括払いとし、業務の履行(作業報告書等)を確認したのち、請求を受けてから30日以内に支払うものとする。
9. 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。
10. 保証

業務終了後1年以内に業務の不備により不具合が発生した場合は、受託者の責任において速やかに処置すること。

11. その他

- (1) 業務にあたっては、本仕様書、委託契約書に従い、疑義が生じた場合は担当課と協議し、内容趣旨を十分理解して実施する。
- (2) 業務にあたっては、関連各法令に準拠するとともに必要な資格を有するものが作業すること。
- (3) 業務にあたっては、作業時における事故及び怪我等に対する必要な安全対策を講ずることとし、事故が発生した場合は速やかに適切な応急措置を行い委託者に報告すること。
- (4) 業務に伴う詳細事項は、事前に打合せを行うこと。
- (5) 業務内容に変更がある場合は、受託者は委託者へ連絡をし、事前に委託者の了承を得るものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上決定し処理するものとする。

別添数量根拠図参照

■小高区復興拠点施設植栽・芝生管理業務委託 対象植栽

			単位	数量 (全体)	数量（交付金申請区分別）			
					北1	北2・3はらっぱ	南	北駐車場
高木植栽	アラカシ	3.0 0.21 - (株立物)	本	1		1		
	サトザクラ	3.0 0.12 0.8	本	1		1		
	ヤマボウシ	3.0 0.15 - (株立物)	本	1		1		
中低木植栽	ソヨゴ	2.5 - - (株立物)	本	4		4		
	サルスベリ	2.5 0.12 1.0	本	1		1		
	サンシュユ	2.5 - 0.7	本	1		1		
	ショウジョウノムラ	2.5 - 0.8	本	2		2		
	ハナミズキ (赤)	2.5 0.10 0.6	本	3		3		
	カクレミノ	1.5 - 0.5	本	4		4		
	ヒメユズリハ	1.0 - -	本	1		1		
	マサキ	1.5 - 0.4	本	4		4		
	ウバメガシ	1.5 - 0.4	本	91		91		
	トキワマンサク (白)	1.5 - 0.3	本	73		73		
	アオキ	0.5 0.3	株	16		16		
	アセビ	0.5 0.3	株	22		22		
	クルメツツジ (桃・白・紫)	0.5 0.4	株	189		189		
	サツキツツジ (赤)	0.4 0.5	株	44		39	5	
	ジンチョウゲ	0.4 0.3	株	13		13		
	ガクアジサイ	0.8 3本立	株	3		3		

スカイウェル保守点検業務仕様書

1. 業 務 名 スカイウェル保守点検業務

2. 対象施設及び機器

No.	施 設 名	機 種	台 数
1	小高復興拠点施設 (小高交流センター)	S W - 9000 H スカイウェル	2

3. 業 務 概 要 設置された機器を安全かつ良好な状態に保つため、点検表に基づいて保守点検を行う。

4. 契 約 期 間 令和8年4月1日から令和10年3月31日

5. 点 検 回 数 年3回

6. 点検内容等

<スカイウェル>

(1) コントローラー

主電源スイッチ点灯の確認

ヒューズの確認

通電表示点滅の確認

通電ランプ点灯の確認

座部電極差込・放電状態の確認

バイブレーション作動・音の確認

電子音・音量の確認

温熱ランプ点灯の確認

出力電圧の測定

入力電圧の測定

(2) 通電設備

座部締付の確認

上部電極、位置・締付の確認

サイドパネル、バックレスト締付の確認

絶縁シュー・キャスターの確認

対電極・アースプレート破損の有無

レザーの破損の有無

(3) 附属部品

アースコード断線・差込の確認
高圧コードの劣化及び差込の確認
高圧コードホルダー劣化の状態
椅子カバー破損の有無
電源コード断線・差込・極性の確認
延長コード断線・差込・極性の確認
座部電極通電・放電状態の確認
上部電極通電・放電状態の確認
温熱機能の確認

(4) 通電設備

設置・配置状態の確認
椅子とプレートの位置確認
絶縁状態の確認
異常な音・放電音の確認

7. 保守点検上の注意

- (1) 保守技術者は、施設管理者の許可を得てから施設内に立ち入り、保守点検作業を実施する。
- (2) 保守技術者は、業務を履行するにあたり常に安全作業を遵守する。
- (3) 部品交換、分解整備は保守技術者の判断により行うが、あらかじめ委託者の承認を得るものとする。
- (4) 保守技術者は、保守点検作業終了後、「ヘルストロン点検表」または「電位治療器点検表」を提出し、審査を受けなければならない。

8 . その他

- (1) 委託者は、機器が故障した時は、勝手に修理等せず、速やかに委託者に連絡し、受託者はこれに対応するものとする。
- (2) 機器の一部附属部品等が老朽、棄損、亡失等した場合は、受託者は正常な機能を維持するための補修を行い、委託者はこの附属品等の費用を別途支払うものとする。

(3) 受託者は、この契約期間内の定期保守のための交通費、宿泊料及び、日当を委託者に請求しないものとする。

9 . 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

廃棄物収集運搬業務仕様書

南相馬市小高区復興拠点施設から排出される廃棄物収集運搬業務は、次の仕様により行うものとする。

なお、この仕様は業務の大要を列記したもので、詳細な部分については係員の指示により誠実をもって実施すること。

記

1. 業務名 廃棄物収集運搬業務
2. 業務箇所 南相馬市小高区復興拠点施設
3. 業務期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日
4. 業務内容
(1) 収集する廃棄物の種類

収集する廃棄物については、下記の区分に従い収集するものとする。

収集の区分	分別の区分（指定管理者により分別）
可燃物	資源ゴミとして分類される紙類、ペットボトル、白トレイを除く
不燃物	資源ゴミとして分別収集する缶類、瓶類を除く
瓶類	ビール瓶、一升瓶を除く
缶類	燃料用缶、缶詰、のり缶等
ペットボトル	リサイクルマーク1の記載のあるペットボトル
白トレイ	リサイクルマーク6の記載のある白色トレイ
古紙類	新聞、チラシ、段ボール、紙パック、雑誌、その他の紙類

(2) 収集方法

分別された可燃ごみ・不燃ごみを毎週2回に回収すること。

ただし、収集日が振替休日及び祝日にあたり、次の収集日まで日数がある場合には、状況に応じ収集すること。

(3) 収集物の運搬先

収集した廃棄物は、下記の区分に従い搬入すること。

クリーン原町センター：可燃物、不燃物

リサイクルプラザ：缶類、瓶類、ペットボトル、白トレイ、古紙類

5．業務実施基準

(1) 関係法令の遵守

廃棄物収集運搬については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「南相馬市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例、同規則」を遵守し、業務の重要性及び公共性を認識し、最も適切な方法で行うこと。

(2) 受託資格

当該業務を受託する者は、「貨物自動車運送事業法」に基づく業の許可を受けた者若しくは申請中で取得見込みの者でなければならない。

6．交通安全の確保

廃棄物収集運搬業務中は、交通安全と円滑な通行に努めるとともに、児童生徒はもとより一般人の通行に支障のないよう細心の注意を払い、交通事故防止に努めること。

7．秘密の保持

本業務上知り得た秘密は、一切他に漏らしてはならない。

8．環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

9．その他

業務の遂行にあたっては、相互に信義を守り誠実に履行するものとし、業務の履行上生じた疑義その他については、法令その他慣習に従うほか相互に協議の上決定するものとする。

自動体外式除細動器（AED）借上げ仕様書

1. 件 名 公共施設等における自動体外式除細動器（AED）借上げ（事業用ほか）

2. 台 数 自動体外式除細動器（AED）2台

3. 納品場所

No	施設名	所在地	台数
1	小高交流センター（事業用）	小高区本町二丁目 78	2台

4. 本体規格

・自動体外式除細動器

波形は二相性切頭指数型波形とし、波形パラメータは傷病者の胸郭インピーダンスに応じて自動的に調整できること。

胸骨圧迫と人工呼吸のための時間終了後、8秒以内にショック実行可能なこと。

使用法を詳しくガイドする日本語による音声メッセージを発すること。（心肺蘇生法 CPR コーディング機能があること）

胸骨圧迫の深さや回数、リズムと人工呼吸の回数、タイミングを音声でガイドすること。

バッテリーおよびパッド・カートリッジ装着時に 1.6 kg 以内とすること。

バッテリー方式で作動し、バッテリー寿命はスタンバイ状態で 4 年以上、ショック回数で 200 回に相当する容量を持つものであること。

パッドは、成人用・小児用との区別がなく、小児用キーによって小児用モードに変更ができること。

パッド接続確認および導通確認を行う機能を有すること。（通年自動作動）

トレーニングパッドを装着し、実機（本番器）でのトレーニング機能を有すること。

（株）フィリップスエレクトロニクスジャパン製ハートスタート FRX+同等品とする。

本体に付属する装置等は、次のとおりとする（1台につき）

バッテリー	1個
除細動用電極パッド	2組
AED 救急セット	1組
キャリングケース	1組
小児用キー	1個
取扱説明書（日本語版）	1個

5. 賃貸借期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

6. 条件

（1）本体及び付属品

JRC 蘇生ガイドライン 2015 に対応した機種であること。

新品であり、耐用期間が7年であること。

バッテリーの寿命は、4年以上を有するものであること。

スマートパッドの使用期限は、納入日から2年以上を有するものであること。

バッテリー及びパッドの納品時は交換も行うこと。

音声メッセージは日本語で、「耳マーク」を取得しており、聴覚障害者等でも使用できること。

7. 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

8. その他

- ・故障による修理及び消耗品の経年経過による交換又はA E D使用後のメンテナンス等が必要となった場合には、納入先の求めに応じ、速やかに対応できること。
- ・同等品の確認については、納入先の担当者と日程調整の上、入札2日前までに行うこと。
- ・納入に際しては、納入先の担当者と打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- ・納入の際は、担当者に対し、本体及び付属品等の取り扱いについて説明を十分に行うこと。
- ・借上げ機器の搬入、搬出に係る費用及び設置調整に要する一切の経費等は業者負担とする。
- ・本仕様書に定めのない事項については、両者協議のうえ決定するものとする。

9. 契約

本借上げ契約については、リース会社等を相手とする三者契約とすることも可能とする。その場合、その相手方も当市の入札参加資格登録をしていることが必要である。

施設送迎用自動車借上げ仕様書

- 1 件名 南相馬市小高区復興拠点施設送迎用自動車借上げ
- 2 借上期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
- 3 納入場所 南相馬市小高区復興拠点施設（小高交流センター）
- 4 借上台数 1台
- 5 借上自動車
 - 車種 普通乗用自動車（ワゴン車）
 排気量：2,500CCから3,000CCまで
 駆動方式：2WD / AT又は4WD / AT
 使用燃料：レギュラーガソリン
 ドア数：4ドア
 - 乗車定員 10人
 - 車両寸法 スーパーロングボディ
 全長：5080mm 全幅：1695mm 全高：2285mm
 ホイールベース 2940mm以上
 - 環境基準 ア 国土交通省認定「平成17年度排出ガス75%低減レベルの自動車（低排出ガス）」であること
 イ 平成22年度排出ガス規制適合車であること
 ウ 平成27年度重量車燃費基準達成車であること
 - その他装備 ア パワーステアリング
 イ オートエアコン
 ウ 集中リモコンドアロック
 エ パワースライドドア（イージークローザー付き）
 オ ナビゲーションシステム
 カ マルチビューバックガイドモニター
 キ フロアマット等標準装備
 - 車体色 指定なし
 - 製造年式 新車・中古車を問わないが、平成26年式以降のもの。
 - 保険補償 ア 対人補償 1名につき無制限（自賠責保険を含む。）
 イ 対物補償 1事故につき無制限（自己負担額0万円）
 ウ 車両補償 1事故につき時価まで（自己負担額0万円）
 エ 人身傷害補償 1名につき3,000万円まで
 搭乗者の自動車事故によるケガ（死亡・後遺障害を含む。）につき、運転者の過失割合に関わらず、損害額を補償（限度額3,000万円）
 上記補償限度額を超える場合は、本市が負担する。
 - その他 ア 禁煙車とする。
 イ 不測の事態により自動車が使用できない場合には、速やかに代替りの自動車を用意するものとする。
- 6 環境への配慮 南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。
- 7 その他 本仕様に定めのない事項については、両者協議の上、決定するものとする。

通信カラオケ導入機器仕様書

■ 導入機器 FREE DAM HD(DAM-F750HD)

■ 外形寸法/重量:

< 本体(コマンダー + アンプ) DAM-F750HD >

420(W)×200(H)×270(D)mm/6.8kg

< 専用スピーカー内蔵ラック DSR-F75 >

552(W)×960(H)mm×665(D)mm/40.0kg

[本体装着時]

552(W)×1,150(H)mm×665(D)mm/46.8kg

基本性能/機能/コンテンツ

- DK エルダーシステム推奨機
- 約 500 種類の DK エルダーシステムコンテンツで高齢者の健康づくり、介護予防をサポート
- 10.1 インチタッチパネルモニターとアンプを本体 (DAM-F750HD) に内蔵
- フル HD 対応で大画面につないでも高精細な映像を出力
- 専用スピーカー内蔵ラック (DSR-F75) と組み合わせて一体型カラオケシステムとして機能 (2 方向の取り付けが可能)
- アーティストの本人映像やお手本付きの「ガイドボーカル」を大幅に増曲
- 施設のニーズに応えたレクリエーションコンテンツを搭載
- マイクを持ちながら片手で主要な操作を行うことが可能な簡易リモコンが付属

[主な仕様]

■ DAM-F750HD

電源電圧	AC100V 50/60Hz
消費電力	135W
定格出力	メイン/100W + 100W (8Ω JEITA)、モニタ/4W
液晶モニタ	10.1 インチワイド TFT フルカラータッチパネル
モニタスピーカ	2.5 インチ × 1
HDD	1TB × 2 基
音源	MIDI 音源 (同時発音数 128)、MPEG Layer1、MPEG Layer2、MPEG Layer3、AAC、WMA

映像	MPEG1、MPEG2、MPEG4、H.264
通信	ブロードバンド接続用=ネットワーク(100BASE-T)、 一般公衆回線用=33.6kbps、28.8kbps(店舗電話と併用可能)
A V	マイク入力 2 系統 6 端子(フロント/リア/ワイヤレス)、 メイン入力 1 系統、 音声入力ステレオ 3 系統(自動感度切替)、 音声出力ステレオ 3 系統(サブ出力、録音出力、プリ出力)、 映像入力 3 系統、映像出力 1 系統 2 端子、 映像出力 HDMI1 系統 2 端子
コントロール	ビルコインボックス、 外部リモコン(2 端子)、 USB(フロント 1 端子/リア 1 端子)、 CL2/3 コントロール、 シリアル、 コントロール、 ネットワーク(100BASE-T)、 AC アウトレット(連動 1、非連動 2)
エルダーコンテンツ	対応(別途エルダー契約が必要です。)
付属品	簡易リモコン
オプション機器	SmartDAM L、デンモク iDS2、デンモク(PM600zB、PM500zB)

業務仕様書

- 1 件名 小高区復興拠点施設イルミネーション装飾業務
- 2 適用
本仕様書は、「小高区復興拠点施設イルミネーション装飾業務」(以下「業務」という。)に適用する。
- 3 目的
本業務は、「あかりのファンタジーイルミネーション in おだか」の開催に合わせ小高区復興拠点施設(小高交流センター)においてイルミネーションを実施し、地域の活性化と賑わいの創出を図るとともに、地域内外に施設をPRすることで施設集客力の向上を図る。
- 4 業務期間
契約締結日から令和10年1月28日(金)(令和8、9年度に1回ずつ)
- 5 履行場所
小高区復興拠点施設(小高交流センター)
- 6 業務内容
 - (1) イルミネーションオブジェの設置等
別表の既存品を使用し装飾を行うこと。
なお、イルミネーションの装飾デザインイメージは、別添「装飾イメージ図」のとおりとするが、最終的なレイアウトについては、委託者と協議の上決定する。
既存品の規格・数量
別表参照のこと
音楽に合わせた点灯制御
下記機材及びプログラムソフトを使用し音響に合わせて点灯を制御すること。
 - ・ショータイムコントローラ AC100V 16ch30A (Light 0 Rama 製)
 - ・ショータイムディレクター (Light 0 Rama 製)
 - ・ソフトウェア (ショータイムソフトウェア、Superstar ソフトウェアのいずれかを使用)なお、点灯制御のためのプログラム等は委託者と協議の上受託者が作成すること。
点灯期間
令和8年11月15日(土)から令和9年1月12日(月)【予定】
令和9年11月13日(土)から令和10年1月10日(月)【予定】

点灯時間
17時から20時
事故防止
設置に当たっては、風などによる転倒防止策を講じるなど、安全管理を徹底

すること。また、点灯期間中におけるイルミネーションに起因する、来場者の転倒等の事故防止に必要な措置を講じること。

(2) イルミネーションの保守管理・留意事項等

イルミネーション機材は設置前に検品をすること。また検品時に不点灯や破損している物品を発見した場合は、受託者負担による交換対応とすること。

点灯期間中に、イルミネーション等の補修の必要が生じた場合は、速やかに対応すること。なお、補修が不可能な場合は、別途市と協議すること。

期間中において、市がイルミネーションの撤去の指示をした場合、速やかに対応すること。

イルミネーション点灯期間終了後、令和8年度は令和9年1月29日(金)までに完全に撤去すること。令和9年度は令和10年1月28日(金)までに完全に撤去すること。

撤去したイルミネーション等は、小高区西庁舎(南相馬市小高区仲町二丁目82)に搬入し、「小高交流センター」と表示しておくこと。

受託者は、イルミネーションの設置・管理・撤去等の業務を一括して実施するものとする。

楽曲の使用、演出、制作にあたっては、著作権等に注意すること。第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、受託者においてその使用に関する一切の責任を負わなければならない。

本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

6 業務打合せ等

(1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務着手時、業務中間時、業務完了時、

その他必要に応じて業務の打合せを実施するものとする。

(2) 委託者と受託者は常に密接な連絡をとり、業務の方針等の疑義を正し、その内

容については、その都度相互に確認するものとする。

(3) 本業務のための打合せを行った場合は、受託者は打合せ記録簿(発注者が指定

する様式)をその都度作成し、発注者に提出するものとする。

7 提出書類

本業務の履行にあたっては、受託者は次に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

(1) 事業計画書(業務着手時 / 契約締結の日から10日以内)

受託者は、本業務の目的・趣旨を把握した上で、事業着手時に次の事項について書類を作成し、委託者に提出すること。

事業着手届(指定様式あり)

事業計画書

(ア) 業務概要

- (イ) 実施方針
- (ウ) 業務工程（スケジュール）
- (エ) 業務体制
- (オ) その他本業務の履行に必要となる事項

(2) 業務完了報告書

受託者は業務完了後、次の事項についての書類を作成し、委託者に提出すること。

作業完了報告書

現地写真（施工前・施工後）

検品結果報告書

8 その他

(1) 本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた事項については、委託者と協議の上、その指示に従うこと。

(2) 業務について、受託者の責めに帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害

を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

(3) 本業務を実施するにあたっては、南相馬市の環境マネジメント活動について理解・協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき環境に配慮した活動を行うものとする。

別表 既存品の規格・数量

名称	規格	数量	単位
LED スtringス CP	電球色 113、白 114、さくら 30、青 4	261	本
整流器付き電源コード		30	本
LED スtringス HITO キャンドル	超広角砲弾レンズ	10	本
LED スtringス HITO グリーン	拡散レンズ	9	本
LED スtringス HITO シャンパンゴールド（電球色）	超広角砲弾レンズ	5	本
LED スtringス HITO ピンク	拡散レンズ	4	本
LED スtringス HITO ブルー	超広角砲弾レンズ	1	本
パワーコード		10	本
LED スtringスライト ミックスノエル		11	本
LED スtringスライト スリム シャンパンゴールド		16	本
パワーコード		12	本
ODAKA アクリル切り文字	アクリル乳半 t5mm（17 文字 + 2 意匠）	1	式
単管資材一式		1	式
プラスチックベグ 250L		2036	本
園芸用アーチ	9φ 450 × 450	2	本
グリーンガーランド		1	式
オーナメント	装飾用	1	式
アルミフラットバー	天井常設	1	式
アイシクルトゥインクル イエローゴールド+ホワイト	点滅、電源コード付属	5	セット
アイシクルトゥインクル ホワイト+ホワイト	点滅、電源コード付属	2	セット
アイシクルライト アクアブルー	電源コード付属	17	セット
アイシクルライト イエローゴールド	常点、電源コード付属	11	セット
パワーコード		7	本
パワーコード		4	本
カーテンライト 120 球 青	常点、W1300 × H1000mm	51	セット

名称	規格	数量	単位
パワーコード		4	本
ギフトボックス(小)	ブルー	1	台
ギフトボックス(小)	グリーン	1	台
ギフトボックス(中)	レッド	1	台
ギフトボックス(中)	ピンク	1	台
ギフトボックス(中)	グリーン	1	台
ギフトボックス(大)	レッド(スタンド付き)	2	台
ギフトボックス(大)	ブルー	1	台
ギフトボックス(大)	ピンク	2	台
グリーンツリー	3m	2	本
ステージ台	5分割	1	式
ストリングスライト ホワイト	2φ、10m、100球、常点/集光	6	本
スノークリスタル(小)	370φ×D20	8	台
スノーブランド(中)	640φ×D20	4	本
スノーマン(小)	W1130×H1240×D570mm	1	台
スワンA	W880×H710×D370mm、11kg	3	台
スワンB	W900×H660×D310mm、10kg	3	台
ネットコーン(小) ウォームホワイト	W570×H1650×D570mm、コントローラ付属	6	台
ネットライトRGB	W2000×H1000mm、180球	7	セット
パワーコード		1	本
ビッグスワッグ グリーン	W3000mm	9	セット
ビッグリース	3000φ/内径1500φ×D340mm	1	台
ビッグリース用架台		1	台
プレーンハート(小) ホワイトオーシャンブルー	W450×H450×D20mm	4	台
プレーンハート(大) ホワイトピンク	W600×H600×D20mm	4	台
スタンディングペガサス	W1550×H1800×D1470mm、21.5kg	1	台
ホッピングペガサス	W1680×H1690×D1400mm、34kg	1	台
リボン生地		0	式
ショータイムコントローラ	AC100V、16ch30A(箱付き)	1	式
ショータイムディレクターG3	SDカードへプログラム、MP3データを格納し再生(SDカードは受託者が準備する)	1	式

名称	規格	数量	単位
AD/DC アダプター	DC12V、3A36W 級	1	台
パワーアンプ (YAMAHAP2500S)		1	台
スピーカー (YAMAHA NS-AW392)	2 台 2 ペア	4	台
ミキサー (YAMAHA MG06X)		1	台
SD カード、ケーブル関連		1	式
収納 BOX		1	台
3 分岐コントローラー		6	台
ストリングス 蛍	自動点滅	5	本
パワーコード		3	本
スター ゴールド	電源付属	4	個
ローブライト (赤)	電源付属	1	式
テトラスター (白)	電源付属	4	台
ブライトスター (白)	電源付属	4	台
小型プロジェクター	電源付属	1	台
ストリングスライト シャンパンゴールド	2φ、10m、100 球、常点/集光	16	本
スノーフレイク	ブルー	2	台
スノーフレイク	レッド	2	台
スノーフレイク	ウォームホワイト	1	台
スノーフレイク	ホワイト	1	台

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の秘密保持)

第 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職した後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の制限)

第 3 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を第三者に委託してはならない。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第 4 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から提供を受けた個人情報を複写及び複製してはならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第 5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第 6 乙は、業務を行うために甲から提供を受けた個人情報が記載された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

(事故発生時における報告)

第 7 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除の措置及び損害賠償)

第 8 甲は、乙が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

注 1 「甲」は実施機関を「乙」は受託者を指す。

2 委託業務の実態に即し、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項は削除するものとする。

指定事業について

子ども・子育て世代向け事業

【事業内容】

- ・リトミック教室（月1回 多目的室にて実施） 外部講師依頼
音楽で楽しく遊びながら、子どもたちの持つ能力を伸ばすための教室
- ・英語教室（月1回 多目的室にて実施） 外部講師依頼
遊びながら英語に慣れ親しみ、自然と英語力を身に着けるための教室
- ・産後ママのメンテナンスヨガ 外部講師依頼
産後の体調や心身の変化をヨガを通して整えるための教室

高齢者向け事業

【事業内容】

- ・ほぐしストレッチ（毎週木曜日 ラシクルにて実施）
ほぐし運動、ストレッチ体操による体幹強化に特化した体操教室
- ・座ってできる体操（毎週金曜日 ラシクルにて実施）
足腰が弱った高齢者も気軽に参加できる体操教室
- ・いきいきクラブ（毎週火曜日 和室にて実施）
高齢者同士のおしゃべりや食事会等ゆったりとした交流を目的とした会
- ・交流会（毎週水曜日 多目的室にて実施）
カラオケやクイズ、ゲーム、運動等を通しての交流を目的とした会

多世代交流事業

【事業内容】

- ・移住者や地域住民が世代や地域の垣根をこえて交流を図ることを目的とした事業
（各種講座、ワークショップ、料理教室等）
- ・ウインターフェスティバル
小高区のイルミネーション事業と連動して開催し、地域住民へ小高交流センターを知っていただき、「あかりのファンタジー イルミネーション in おだか」を一層楽しんでいただくことを目的とし、点灯式に合わせ、多様なイベントを開催。
（音楽ライブ、各種ワークショップ、屋台出店）

